

議案第146号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

平成21年11月25日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例
川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第5
0号）の一部を次のように改正する。

目次中「自動車公害の防止」を「自動車による公害の防止及び環境への負荷
の低減」に改め、「温暖化物質の排出抑制」の次に「に関する指針」を加える。

第30条第1項及び第31条第1項中「第123条」を「第121条」に改
める。

第10章の章名を次のように改める。

第10章 自動車による公害の防止及び環境への負荷の低減

第10章第1節の節名を次のように改める。

第1節 自動車による公害の防止及び環境への負荷の低減に係る使用
者等の責務

第98条中「公害を防止する」を「公害の防止及び環境への負荷の低減を図
る」に改める。

第99条に次の2項を加える。

2 荷主は、自己の主たる事業に係る貨物又は廃棄物（以下「貨物等」という。）を市内の自己の事業所その他の場所（以下「事業所等」という。）から次に掲げる者に運搬させようとするときは、その者に対し、環境への配慮のため必要な事項として規則で定める項目（以下「環境配慮行動項目」という。）の実施を要請する旨を記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下「環境配慮行動要請票」という。）を提供し、当該環境配慮行動項目の実施の要請に努めなければならない。ただし、運搬に規則で定める自動車（以下「対象自動車」という。）が使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。

(1) 荷主が委託した貨物運送事業者等（規則で定める事業者等をいう。以下同じ。）

(2) 当該貨物等の荷受人（当該荷受人が委託した貨物運送事業者等に運搬させる場合を含む。）

3 荷受人は、貨物等を市内の自己の事業所等に次に掲げる者に運搬させようとするときは、その者に対し、環境配慮行動要請票を提供し、環境配慮行動項目の実施の要請に努めなければならない。ただし、運搬に対象自動車を使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。

(1) 荷受人が委託した貨物運送事業者等

(2) 当該貨物等の荷主（当該荷主が委託した貨物運送事業者等に運搬させる場合を含む。）

第99条の次に次の2条を加える。

（指定荷主及び指定荷受人の責務）

第99条の2 前条第2項の規定にかかわらず、貨物等の運搬に係る自動車か

ら発生する排出ガスによる環境への影響が比較的大きいものとして規則で定める要件に該当する荷主（以下「指定荷主」という。）は、貨物等を市内の自己の事業所等から次に掲げる者に運搬させようとするときは、その者に対し、環境配慮行動要請票を提供し、環境配慮行動項目の実施を要請しなければならない。ただし、運搬に対象自動車を使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。

(1) 指定荷主が委託した貨物運送事業者等

(2) 当該貨物等の荷受人（当該荷受人が委託した貨物運送事業者等に運搬させる場合を含む。）

2 前条第3項の規定にかかわらず、貨物等の運搬に係る自動車から発生する排出ガスによる環境への影響が比較的大きいものとして規則で定める要件に該当する荷受人（以下「指定荷受人」という。）は、貨物等を市内の自己の事業所等に次に掲げる者に運搬させようとするときは、その者に対し、環境配慮行動要請票を提供し、環境配慮行動項目の実施を要請しなければならない。ただし、運搬に対象自動車を使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。

(1) 指定荷受人が委託した貨物運送事業者等

(2) 当該貨物等の荷主（当該荷主が委託した貨物運送事業者等に運搬させる場合を含む。）

3 指定荷主及び指定荷受人は、第1項又は前項の規定による提供に係る環境配慮行動要請票（書面の場合は、その写し）を、規則で定める期間、保存しなければならない。

4 指定荷主及び指定荷受人は、第1項又は第2項の規定による要請の実施状況について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

5 前項の規定は、川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（平成21年川

崎市条例第 号) 第 10 条第 1 項の規定により、第 1 項又は第 2 項の規定による要請の実施状況の報告を行った指定荷主又は指定荷受人については、適用しない。

(指定荷主及び指定荷受人への勧告等)

第 99 条の 3 市長は、指定荷主又は指定荷受人が、正当な理由がなく前条第 1 項若しくは第 2 項の規定による提供をせず、若しくは要請をせず、同条第 3 項の規定による保存をせず、又は同条第 4 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、第 1 項の規定による勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えるものとする。

第 12 章第 1 節を次のように改める。

第 1 節 温暖化物質の排出抑制に関する指針

(温暖化物質の排出抑制に関する指針)

第 121 条 市長は、事業者が行う温暖化物質の排出の抑制に係る取組を支援するため、温暖化物質の排出抑制に関する指針を定め、これを公表するものとする。

第 122 条及び第 123 条 削除

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

環境に配慮した運搬の要請に関する制度を新設すること等のため、この条例を制定するものである。